

平成25年12月25日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿
消費者庁長官 阿南 久 殿
内閣府特命担当大臣 森 まさこ 殿

なら消費者ねっと
代表 弁護士 北條 正崇
事案検討部会担当 弁護士 皐月 宏彰

当団体「なら消費者ねっと」は、消費者、専門家、関係機関の連携により、自立した消費者を増やし被害がなく安心して暮らせる地域社会づくりをめざして2013年2月に設立した消費者団体のネットワークです。活動の柱の一つである消費者保護支援の一環として「事案検討部会」を設置し、消費者被害の防止と解決のために、問題となる消費者被害事例について調査、研究し、必要に応じ提言を行っています。

今般、「いわゆる押し買い」規制について特定商取引に関する法律の更なる改正が必要であると考え、以下の要望書を提出します。

訪問規制に関する更なる法改正の要望

第1 要望の趣旨

特定商取引に関する法律第58条の4以下（第5章の2）の「訪問購入」規制に関して、売買契約のみならず、交換契約等、売買契約に準ずる購入態様についても規制の対象とする内容の法改正を早急に進められるよう要望します。

第2 要望の理由

昨年、「特定商取引に関する法律」が改正され、「訪問購入」についてもクーリング・オフ等による消費者被害の救済が可能となりました。

ところが、最近、訪問購入を行った事業者に対してクーリング・オフを通知したところ、「うちは現金でなく商品券を買取品の対価として交付しており、『売買』ではなく『交換』に当たるので、クーリング・オフ規定の適用外である」といった対応を受けたとの相談事案が発生しております。

事業者の訪問の下で買取りを受ける消費者の権利保護の必要性は、対価として交付されるものが現金であるかそれ以外の物品・役務であるかによって変わるものではなく、上記のような事業者の主張は、結論からいえば明らかに不当です。

むしろ、現金に比べてより用途が限定されている物品・役務が買取りの対価とされれば、消費者側の利益はますます後退するものとすると言え、「物々交換は『売買』には当たらないからクーリング・オフの対象とはならない」として契約の解除を拒むことが許される状況になれば、消費者に強引に迫って「交換」を行おうとする訪問購入業者は、今後ますます増加するものと懸念されます。

昨今、奈良県下におきましても、交通の便が悪く商業施設もほとんどないような山間部にまで訪問購入業者が入り込み、独居の高齢者などから強引に「買取り」を行う事案が多数報告されております。そのような高齢者が買取りの対価として商品券等を受け取ったところで、使い道はなく、現金を対価に買取りを受ける場合に比べて更なる不利益を被ることは明らかです。このような法の網の目をくぐる悪質事業者から消費者を守るためにも、先般改正された特定商取引法の更なる改正が必要であると考えます。

御庁におかれましては、こうした新たな消費者被害の実態についてもご調査頂き、早急に法改正へと繋げ

て頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

以上